

(4) 酒類販売業者数及び酒類販売免許場数

区 分	販 売 業 者 数	販 売 場 数				計	左のうち1年 以上引き続き 休止している 販売場数		
		卸 売 に 限 る も の	無 条 件 の も の						
			卸 売 割 合 が 50% 以 上 の も の	そ の 他					
	人	場	場	場	場	内	場		
販売方法に条件が付されていないもの及び 卸売に限る旨の条件が付されているもの	全酒類	153	41	122	145	308	7	12	
	ビール	4	4	2	11	17	2	3	
	洋酒	152	2	4	2,018	2,024	76	98	
	輸入酒類	4	5	4	2	11	1	1	
	自製酒類	清酒、みりん	-	2	-	1	3	-	-
		合成清酒、しょうちゅう	3	11	3	1	15	-	-
		ビール	-	13	2	-	15	-	-
		洋酒	1	1	1	-	2	-	-
	計	4	27	6	2	35	-	-	
	その他の酒類	4	3	-	1	4	-	1	
合計	321	82	138	2,179	2,399	86	115		
販売方法に小売に限る旨の 条件が付されているもの	小売業者の共同購入機関	5	7	-	-	7	-	-	
	卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-	
	製造者の共同販売機関	1	1	-	-	1	-	-	
	一般のもの	8,186	-	-	-	7,279	192	294	
	特殊のもの	50	-	-	-	190	2	2	
計	8,236	-	-	-	7,469	194	296		
その他の酒類	一般のもの	4	-	-	-	9	-	-	
	特殊のもの	498	-	-	-	719	12	16	
	期限付	-	-	-	-	5	-	-	
	みりんだけのもの	54	-	-	-	330	46	46	
薬用酒だけのもの	1,118	-	-	-	1,132	-	-		
計	1,674	-	-	-	2,195	58	62		
合計	9,910	-	-	-	9,664	252	358		
媒介業	1	-	-	-	2	1	1		
代理業	-	-	-	-	-	-	-		

調査時点：平成15年3月31日

用語の説明：1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

(注) 「左のうち1年以上引き続き休止している販売場数」欄の内書は、引き続き2年以上休止している販売場数を示す。